

1. 設置根拠

- ✓子ども・子育て支援法第72条第1項
- ✓就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条
- ✓児童福祉法第8条第1項及び第3項

2. 所掌事務

- ✓認可保育施設の利用定員の設定に関すること
- ✓郡山市こども・若者計画に関すること（含：子ども・子育て支援事業計画）
- ✓認可保育施設（保育所、認定こども園等）の認可に関すること
- ✓児童、妊産婦の福祉に関すること
- ✓郡山市希望ヶ丘児童センター運営委員として同センターの運営管理に関すること

など

3. 委員数等

構成員：子どもの保護者、子ども・子育て支援事業従事者や学識経験者、その他審議内容に相当と認められる者
定数：25名以内（現委員数は24名）
任期：令和7（2025）年8月28日から令和10（2028）年8月27日まで 3年間

4. 身分

附属機関の委員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職に該当します。
報償費：8,100円／回 旅費：郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定めるとおり
（市内は距離に応じて定額、市外は公共交通機関を使用した場合の額）

5. 会長及び副会長の選任

- ✓会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

6. 会議の開催及び議決

- ✓会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- ✓会議は、委員の過半数は出席しなければ、開くことができない。
- ✓会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7. 分科会

- ✓会議は、専門の事項を調査審議させる必要があるときは、分科会を置くことができる。
※現在は設置していない。今後、必要がある場合に会議に諮って設置する。

8. その他必要事項

✓この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

8-1. 書面開催

書面審議の実施について

(1) 会議を招集せず委員に書面を送付し審議することをもって会議に代える。

(2) 書面審議の議事成立及び議決の定足数について

ア 議事成立 会議条例第5条第1項及び第2項の規定により、書面審議の回答が委員の過半数の場合に議事が成立したものとする。

イ 議決の定足数 会議条例第5条第3項の規定により、書面審議の回答があったもののうち、過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(3) 上記(1)及び(2)を会議条例第6条に規定する分科会へ準用する。

(4) 上記(1)～(3)までの事項は、現任委員の任期満了日である令和10（2028）年8月27日まで適用する。

8-2. 保育施設等の認可等に 係る議事の参加

委員の皆様自身が認可の対象となる施設の当事者となる可能性がある。

公正公平な審議のため、委員が認可等の対象となる団体の役員等の場合は、議事へ不参加とする。

また、現任委員の任期満了日である令和10（2028）年8月27日まで適用する。

※議事に認可等がある場合は、対象となる委員は、会場の外で待機いただき、それ以外の議事には参加いただく。

8-3. 会議の公開

【原則公開】とし、非公開とすべき事情がある場合には、その都度会議に諮ることとする。

・郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領 第2（抜粋）

【原則公開】 ※個人情報等の不開示情報がある場合は非公開とする。

・郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領 第3（抜粋）

公開又は非公開の決定は会議において決定する。

8-4. 会議の傍聴

傍聴希望者がいる場合、会長が傍聴の可否を決定する。

・郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領 第4（抜粋）

会議の傍聴を希望する者に、附属機関等の長が会議の傍聴を認める。

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条において「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。)第25条並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び第3項の規定に基づき、郡山市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。
(平26条例36・令5条例7・令5条例43・一部改正)

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
(2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
(3) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する事項を調査審議すること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て施策に関すること。
(平26条例36・全改、令5条例7・令5条例43・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) 子どもの保護者
(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。
(令5条例43・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第6条 会議は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、分科会を置くことができる。
2 分科会は、第3条に規定する委員のうちから、会長の指名する委員で構成する。
3 分科会に分科会の会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。
4 分科会の会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。
5 分科会の会長に事故があるとき又は分科会の会長が欠けたときは、分科会に属する委員のうちから、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。
6 前条各項の規定は、分科会に準用する。この場合において、「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会の会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

備考：

令和6(2024)年4月1日

- ✓こども・若者に関する総合的な審議体制とするため、
地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会と統合
- ✓定数を20名から25名に増員している